入札説明書

八王子市の土木工事に係る令和 8 年(2026 年)8 月 3 日付の公告に基づく総合評価方式（工事成績評価型）による解除条件付一般競争入札については、同公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1	公告日	令和 8 年(2026 年)8 月 3 日
2	契約番号	2026003256
3	工事件名	下田橋補強工事
4	落札予定者の決定方法	入札者は、「価格」及び「企業の技術力」「配置予定技術者の技術力」「地域精通度・地域貢献度」をもって入札に参加するものとし、有効な入札をした者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内（予定価格と失格基準価格の範囲内をいう。）で、次の算式により算出した評価値の最も高いものを落札予定者とする。 評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点 ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の調査対象者となり、調査終了後、失格とならない場合に落札予定者となる。 なお、入札書が無効となった者の評価は行わない。
5	落札者の決定	落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。 なお、落札者が決定となった場合には、落札者に「落札決定通知書」を発行する。落札者は通知を受けたら速やかに総務部契約課で契約書を受領すること。
6	非落札理由の説明	(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に非落札理由についての説明を求めることができる。 (2) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に回答する。

7	配置予定技術者の申告について	(1)配置予定技術者の氏名等を、技術評価点申告書により申告すること。申告のない場合は、入札書を無効とする。 なお、工場製作の過程を含む工事であって、工場製作に係る技術者と現地施工に係る技術者が異なる場合は、現地施工に係る技術者を記載すること。
		(2)配置予定技術者は、工事案件ごとに別人を申告することとし、重複して申告することはできない。重複申告した場合は、落札予定者であることを問わず入札した時点で開札順が後の2件目以降の入札書を無効とする。 ただし、以下に該当する場合は、2件までに限り、同一の配置予定技術者による申告を認めるが、3件以上の案件に同一の配置予定技術者で申告した場合は、開札順が後の3件目以降の入札書を無効とする。 ア　同一の配置予定技術者で申告した案件の各請負金額が4，500万円未満(建築一式工事については9，000万円未満)である場合 イ　専任特例1号又は2号により技術者を配置しようとする場合 (専任特例については公告共通事項1.(6)、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を確認すること。)
		(3)他案件の技術評価点申告書に記載した配置予定技術者は、他案件の落札決定がなされるまでは、申告中であるとみなす。当該配置予定技術者で申告した場合の取り扱いは(2)のとおりとする。
		(4)価格競争の案件で落札予定者となり、解除条件付一般競争入札参加資格確認申請書(配置予定技術者名簿)を提出している場合、当該提出書類に記載のある配置予定技術者についても申告中であるとみなす。当該配置予定技術者で申告した場合の取り扱いは(2)のとおりとする。
8	配置予定技術者の変更について	(1)技術評価点申告書に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を配置できる場合は、落札決定前に限り、変更できる。(変更回数は1回に限る。) なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。
		(2)変更手続 下記の書類を契約課に提出すること。 ①入札書の送信後、落札予定者決定前 ア　配置予定技術者変更届 イ　技術者変更後の技術評価点申告書 ②落札予定者決定後、落札決定前 ア　配置予定技術者変更届 イ　技術者変更後の技術評価点申告書 ウ　技術者変更後の資格確認申請書 (国家資格を証明する書類の写し等を添付)
		※落札決定後の変更については、公告共通事項 13(1)のとおりとする。この場合、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 ただし、技術者を専任で配置する工事において、工事途中で専任特例 1 号又は 2 号を適用し、他の工事現場を兼任することは技術者の変更には該当しない。専任特例 1 号又は 2 号を適用し工事現場を兼任していた技術者が専任の技術者になることも同様とする。

9	価格評価点	価格評価点は、次の算式により算出する。（小数点以下第4位四捨五入） （1）入札価格が調査基準価格以上の場合 $37\times\left(\dfrac{\text{予定価格}-\text{入札価格}}{\text{予定価格}-\text{調査基準価格}}\right)$ （2）入札価格が調査基準価格未満の場合 $37\times\left(\dfrac{\text{入札価格}-\text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格}-\text{失格基準価格}}\right)$
10	技術評価点	（1）技術評価点の配点は、次のとおりとする。 技術評価点　37 点（素点計上方式） （2）技術評価点は、技術評価点申告書に基づき算出する。 【技術評価点申告書の提出について】 ※入札者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札書を送信する際に、技術評価点申告書を添付しなければならない。申告書の添付がない場合、入札書を無効とする。 ※申告書を添付する際のファイル形式は Microsoft　Excel 又は PDF ファイルとし、ファイル容量は合計で3MB 以下とすること。 ※技術評価点申告書の記載事項は、配置予定技術者を除き変更することはできない。 【技術評価点申告書の記載及び評価について】 ※申告する評価項目及び配置予定技術者に関する事項（青色のセル）を全て記載すること。 ※評価点は申告内容及び提出書類、コリンズ等への登録内容を基に本市にて評価点を決定する。 ※申告欄がプルダウンの評価項目は、該当する申告内容をプルダウンから選択すること。 ※各評価項目の審査において、以下に該当する場合は評価項目に対する申告がなかったものとみなし、評価点を0点とする。 ・評価対象に該当しない内容を申告した場合 ・評価項目の申告欄（青色のセル）の記載に不足があり、申告内容を確認できない場合 ・工事件名の記載なし、または記載に誤りがあり、該当する工事を特定できない場合 ・入札説明書に記載した提出方法により、期限までに提出書類が提出されなかった場合 （3）技術評価点の評価項目、評価基準等は、次表のとおりとする。 ※申告する実績又は経験は、元請として完成させたものであること。 ※本案件における「同種工事」とは、「①－2　同種工事の施工実績」を除き、土木工事（道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事）をいう。 ※官公庁実績とは、CORINS　登録工事で、国・地方公共団体又は公団・公社等（電子調達サービスにおいて「都区市町村」又は「他官公庁」として認められるものに限る。）が発注した案件をいう。

工事成績評価型　評価項目及び評価基準等

評価分類		項目番号	評価項目	評価基準	配点	評価点
①企業の技術力	企業の施工能力	①-1	直近3件の本市の同種工事の工事成績評定点の平均点 ・3件に満たない場合は、期間内の実績の平均点とする。 ・土木工事は過去3年間、建築及び設備工事は過去5年間を対象とする。 ・解除条件付一般及び指名競争入札並びに随意契約案件を対象とする。 ・土木及び設備工事は２０００万円以上、建築工事は２５００万円以上を対象とする。 ・実績がない場合、評価点は０点とする。 ・同一月にしゅん工した工事が2件以上ある場合、高得点の案件から評価対象とする。	別表のとおり	11	別表
		①-2	同種工事の施工実績（ＣＯＲＩＮＳ登録工事） ・参加資格要件で求めた官公庁実績に該当する工事実績を対象とする。	発注工事と同規模以上(※)の施工実績あり	3	3
				発注工事の予定価格の７５％以上、同規模未満の施工実績あり		2
				発注工事の予定価格の５０％以上、７５％未満の施工実績あり		1
				発注工事の予定価格の５０％未満の施工実績あり又は施工実績なし		0
		①-3	優良工事表彰の実績（同種工事） ・過去３年間の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績を対象とする。	本市で実績あり	2	2
				本市で実績ないが、東京都又は国で実績あり		1
				実績なし		0
		①-4	難工事の実績（本市、同種工事） ・過去３年間の実績を対象とする。工事成績評定点７５点以上を取得した工事に限る。	実績あり	1	1
				実績なし		0
		①-5	改善指導の回数（減点項目） ・過去１年間の改善計画書の提出回数を対象とする。	２回以上あり	-5	-5
				１回あり		-3
				なし		0
②配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	②-1	配置予定技術者の工事成績（同種工事、ＣＯＲＩＮＳ登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績の最高点を対象とする。 ・土木工事は過去３年間、建築及び設備工事は過去５年間を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	８０点以上	2	2
				７５点以上８０点未満		1
				７５点未満又は実績なし		0
		②-2	配置予定技術者の施工経験（同種工事、ＣＯＲＩＮＳ登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての官公庁施工経験を対象とする。 ・過去５年間の施工経験を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	発注工事と同規模以上（※）の施工経験あり	3	3
				発注工事の予定価格の７５％以上、同規模未満の施工経験あり		2
				発注工事の予定価格の５０％以上、７５％未満の施工経験あり		1
				発注工事の予定価格の５０％未満の施工経験あり又は施工経験なし		0
		②-3	配置予定技術者の保有する資格 ・本工事の技術者となり得る資格を対象とする。	１級技術者	2	2
				２級技術者		1
				その他の技術者		0
		②-4	若手技術者の育成 ・満年齢４０歳未満の若手技術者の配置を対象とする。 ・若手技術者の継続的な雇用の有無により加点する。	10年以上継続雇用している若手技術者の配置あり	2	2
				若手技術者の配置あり		1
				配置なし		0
③地域精通度・地域貢献度	地域精通度	③-1	競争入札参加資格における登録営業所の所在地 ・建設業許可を受けた営業所であること。 ・支店、営業所等は本市の「準市内業者の認定基準」を満たしていること。	市内に本店あり	2	2
				市内に支店、営業所等あり		1
				市内に拠点なし		0
	地域・社会貢献度 必須	③-2	若年者の雇用状況 ・満年齢４０歳未満の若年者の新規正規雇用（３か月以上）を対象とする。 ・過去１年間を対象とする。	あり	6	1
				なし		0
		③-3	建設キャリアアップシステムへの事業者登録	登録あり		1
				登録なし		0
		③-4	建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の状況	自主宣言あり		1
				自主宣言なし		0
		③-5	災害対策協定の状況 本市、東京都又は国との災害対策協定の有無 ・組合等との協定の場合は構成員を対象	本市との協定あり		2
				東京都又は国との協定あり		1
				協定なし		0
		③-6	環境配慮への取組状況 ・環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１・エコアクション２１）の取得を対象とする。	いずれかの取得あり		1
				いずれも取得なし		0
	地域・社会貢献度 事業者が選択（上限3項目）	③-7	男女共同参画の推進状況 ・女性活躍推進法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）を対象とする。	あり	3	1
				なし		0
		③-8	子育て支援の推進状況 ・次世代法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、八王子市子育て応援企業の登録）を対象とする。	あり		1
				なし		0
		③-9	緊急工事又は単価契約工事等の契約実績 ・過去５年間の本市の契約実績を対象とする。 ・単価契約は道路維持、交通安全施設維持、水路維持、下水道取付管等新設工事、公共下水道管路施設維持補修、道路照明灯修繕、水路しゅんせつ・除雪委託を対象とする。	実績あり		1
				実績なし		0
		③-10	建設機械の保有状況 ・経営事項審査で認められた建設機械を対象とする。 ・１台以上の所有又はリースを対象とする。	保有あり		1
				保有なし		0
		③-11	労働災害防止への取組状況 ・建設業労働災害防止協会加入を対象とする。	加入あり		1
				加入なし		0
		③-12	協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況	登録あり		1
				登録なし		0
技術評価点					37	

※　発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格（税込）以上のことをいう。

別表

工事成績評定点の平均点	評価点	工事成績評定点の平均点	評価点
７５点未満	0	８０点以上８１点未満	6
７５点以上７６点未満	1	８１点以上８２点未満	7
７６点以上７７点未満	2	８２点以上８３点未満	8
７７点以上７８点未満	3	８３点以上８４点未満	9
７８点以上７９点未満	4	８４点以上８５点未満	10
７９点以上８０点未満	5	８５点以上	11

①－1　評価項目「工事成績評定点の平均点」について	
評価内容	直近 3 件の本市の同種工事の工事成績評定点の平均点
評価対象	(1)～(3)の全てを満たす工事実績のうち、直近 3 件の工事成績評定点を評価対象とする。
	(1)工事内容 ・本市発注工事であること。 ・CORINS 登録工事であること。 ・本工事と同種工事(土木工事)であること。
	(2)期間 令和 5 年(2023 年)6 月 1 日から令和 8 年(2026 年)5 月 31 日までにしゅん工した工事であること。 ※しゅん工の基準日は、工期の末日とする。 ただし、本市発注工事で工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
	(3)請負金額 1件の請負金額(税込)が 2,000 万円以上であること。
注意事項	・同一月内にしゅん工した工事が 2 件以上ある場合、高得点の案件から評価対象とする。 ・評価対象期間内の実績が 3 件に満たない場合、期間内の実績の平均点を評価する。 ・評価対象ではない工事を申告した場合、その工事の工事成績評定点を 74 点として算出した平均点で評価する。 ただし、本来の評価対象工事の工事成績評定点が 74 点未満であった場合は、本来の評価対象工事の工事成績評定点をもって平均点を算出する。 なお、評価対象の工事成績評定点を 3 件以上有するにもかかわらず申告件数が 3 件に満たなかった場合、不足分の工事成績評定点については同様に取り扱う。 ・実績がない場合又は申告した工事が全て評価対象外のものであった場合、評価点は 0 点とする。
提出書類	提出書類なし

<table>
<tr><th colspan="2">①－2 評価項目「同種工事の施工実績」について</th></tr>
<tr><td>評価内容</td><td><u>同種工事の官公庁実績</u></td></tr>
<tr><td rowspan="5">評価対象</td><td>(1)～(3)の全てを満たす工事実績を評価対象とする。</td></tr>
<tr><td>(1)工事内容
・橋りょう工事であること。
・CORINS 登録工事であること。</td></tr>
<tr><td>(2)期間
平成 29 年(2017 年)8 月 1 日から令和 8 年(2026 年)7 月 31 日までにしゅん工した工事であること。
※しゅん工の基準日は、工期の末日とする。
ただし、本市発注工事で工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。</td></tr>
<tr><td>(3)請負金額
1 件の請負金額(税込)が 3,000 万円以上であること。</td></tr>
<tr><td>【評価基準となる施工実績の金額(税込)】
本案件の予定価格(税込)以上 (55,866,800 円以上)
本案件の予定価格(税込)の 75%以上 (41,900,100 円以上)
本案件の予定価格(税込)の 50%以上 (30,000,000 円以上)
※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を申告する場合、出資割合で按分した請負金額(税込)を評価対象とする。
※予定価格の 50%は 27,933,400 円だが、参加資格要件を 3,000 万円以上としているため。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・参加資格要件確認のため、申告書に上記「評価対象」に該当する案件を必ず記載すること。
・申告書に上記「評価対象」に該当する案件の記載が無い場合、入札書を無効とするので注意すること。</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td>提出書類なし</td></tr>
</table>

①－3　評価項目「優良工事表彰の実績」について	
評価内容	**過去 3 年間の同種工事の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績**
評価対象	対象期間内における、(1)又は(2)のいずれかの実績を評価対象とする。 (1)本市、東京都又は国の優良工事表彰を受けた、しゅん工済みの同種工事(土木工事) (2)本市における優良施工者顕彰※(土木系)の受賞 ※総評定点が 80 点以上の工事評定の成績が優良な工事を、過去 5 か年度において累計 10 回以上取得した施工者に対する顕彰(詳細は「八王子市優良施工者顕彰実施基準」を参照すること。)。
対象期間	令和 5 年(2023 年)8 月 1 日　から　令和 8 年(2026 年)7 月 31 日　まで ※基準日は、受賞日(表彰状または顕彰状に記載の日付)とする。
注意事項	・(1)の工事実績は、本市のものは 2 点、東京都又は国のものは1点とする。 ・(2)の受賞実績は、本市のものであるため 2 点とする。 ・(1)と(2)の両方を申告した場合、得点の高い実績を評価対象とする。 ・申告書記載の際は、必ず該当する申告欄に記載すること。 申告欄を誤った場合は得点を認めない。
提出書類	提出書類あり (本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。)

①－4　評価項目「難工事の実績」について	
評価内容	**過去 3 年間の同種工事の難工事実績**
評価対象	(1)及び(2)を満たす工事実績を評価対象とする。 (1)工事内容 ・本工事と同種工事(土木工事)であること。 ・本市から難工事指定を受けた工事であること。 ・工事成績評定点が 75 点以上であること。 (2)期間 令和 5 年(2023 年)6 月 1 日から令和 8 年(2026 年)5 月 31 日までの間に工事成績評定の通知を受けた工事であること。
提出書類	提出書類なし

①－5　評価項目「改善指導の回数（減点項目）」について	
評価内容	**過去１年間の改善計画書の提出回数**
評価対象	令和 7 年(2025 年)8 月 1 日から令和 8 年(2026 年)7 月 31 日までの間に、本市に改善計画書を提出した回数を評価対象とする。 ※基準日は、改善計画書の提出日とする。
提出書類	提出書類なし

②－1　評価項目「配置予定技術者の工事成績」について	
評価内容	**同種工事で監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績（最高点）**
評価対象	（1）及び（2）を満たす工事実績のうち、工事成績評定点が最高点のものを評価対象とする。
	（1）工事内容 ・本工事の配置予定技術者が、監理（主任）技術者又は現場代理人として配置された工事であること。 ・本工事と同種工事（土木工事）であること。 ・CORINS 登録工事であること。 ※技術者等が途中交代した工事は、評価対象としない。 ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事で、工場製作のみの施工から現地施工に移行する際に技術者を途中交代した場合、現地施工の全ての期間において従事していれば評価対象とする。
	（2）期間 令和 5 年(2023 年)6 月 1 日から令和 8 年(2026 年)5 月 31 日までにしゅん工した工事であること。 ※しゅん工の基準日は、工期の末日とする。 ただし、本市発注工事で工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。
注意事項	評価対象ではない工事を申告した場合、評価点は0点とする。
提出書類	提出書類なし

<table>
<tr><th colspan="2">②－2 評価項目「配置予定技術者の施工経験」について</th></tr>
<tr><td>評価内容</td><td><u>同種工事の監理（主任）技術者、現場代理人としての施工経験</u></td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価対象</td><td>（1）及び（2）を満たす工事の施工経験を評価対象とする。</td></tr>
<tr><td>（1）工事内容
・本工事の配置予定技術者が、監理（主任）技術者又は現場代理人として配置された工事であること。
・本工事と同種工事（土木工事）であること。
・CORINS 登録工事であること。
※技術者等が途中交代した工事は、評価対象としない。
ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事で、工場製作のみの施工から現地施工に移行する際に技術者を途中交代した場合、現地施工の全ての期間において従事していれば評価対象とする。</td></tr>
<tr><td>（2）期間
令和 3 年(2021 年)8 月 1 日から令和 8 年(2026 年)7 月 31 日までにしゅん工した工事であること。
※しゅん工の基準日は、工期の末日とする。
ただし、本市発注工事で工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日を基準日とする。</td></tr>
<tr><td>【評価基準となる施工経験の請負金額（税込）】
本案件の予定価格（税込）以上　（55,866,800 円以上）
本案件の予定価格（税込）の 75%以上　（41,900,100 円以上）
本案件の予定価格（税込）の 50%以上　（27,933,400 円以上）
※特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績であっても、共同企業体の請負金額（税込）を評価対象とする。</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td>提出書類なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">②－3　評価項目「配置予定技術者の保有する資格」について</th></tr>
<tr><td>評価内容</td><td><u>本工事の技術者となり得る者の保有する資格</u></td></tr>
<tr><td>評価対象</td><td>本工事の配置予定技術者が、下記対象資格を保有していること。
※資格取得後に一定の実務経験年数を要する資格は、必要な実務経験年数を満たしていること。
対象資格の詳細は<u>国土交通省「建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧」</u>を参照すること。
<u>対象資格</u>
<table>
<tr><td>1 級技術者</td><td>建設業法第15条第2号イに該当する者
（例　1 級土木施工管理技士、1 級建設機械施工管理技士）</td></tr>
<tr><td>2 級技術者</td><td>・建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他法令に規定する試験で当該試験に合格することによって同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許
若しくは
・免状の交付で当該免許等を受けることによって同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者
（例　2 級土木施工管理技士（土木）、2 級建設機械施工管理技士）</td></tr>
<tr><td>その他の
技術者</td><td>建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者
（例　同種工事における10年以上の実務経験）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td>提出書類あり
（本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">②－4　評価項目「若手技術者の育成」について</th></tr>
<tr><td>評価内容</td><td><u>若手技術者の配置</u></td></tr>
<tr><td>評価対象</td><td>本工事の配置予定技術者が、(1)及び(2)を満たす場合に評価対象とする。
(1)開札日時点で継続して3か月以上、直接雇用関係のあること。
(2)開札日時点で満年齢40歳未満であること。
（生年月日が昭和 61 年(1986 年)9 月 10 日以降であること）</td></tr>
<tr><td>提出書類</td><td>提出書類あり
（本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）</td></tr>
</table>

③－1　評価項目「競争入札参加資格における登録営業所の所在地」について	
評価内容	**本店又は支店、営業所等の八王子市内所在の有無**
評価対象	競争入札参加資格における公告日時点での登録営業所の所在地を評価対象とする。 ・建設業許可を受けた営業所であること。 ・支店、営業所等は本市の「準市内業者の認定基準」を満たしていること。
提出書類	提出書類なし

③－2　評価項目「若年者の雇用状況」について	
評価内容	**過去 1 年間の若年者（満年齢 40 歳未満）の新規正規雇用（3 か月以上）の有無**
評価対象	評価対象期間（雇用開始期間）内における若年者の新規正規雇用の有無を評価対象とする。 ※「若年者」とは、**入社日（雇用開始日）時点で満年齢 40 歳未満の者**をいう。 ※「新規正規雇用」とは、開札日を基準日として、継続して 3 か月以上、新規雇用の正規社員として直接雇用関係にある者をいう。 「新規雇用」について ・新規に採用した若年者を評価対象とする。 ・転職者等であっても年齢要件に該当すれば、新規雇用の対象とする。 ・入社日（雇用開始日）以前に、自社に正規社員又は役員として在籍履歴がある場合は、対象外とする。 ※非正規社員（アルバイト・パート等）としての在籍履歴は除く。 「正規雇用」について ・期間の定めのない雇用契約関係があり、就業規則等に基づく就労時間で働く正社員を評価対象とする。 ・期間の定めのない雇用契約で働いていても、アルバイト・パート等は非正規雇用とし、対象外とする。 ・期間を定めた雇用契約により働く社員（契約社員・嘱託社員等）は非正規社員とし、対象外とする。 ・役員（兼務役員を除く。）として所属している者は対象外とする。 ・職種（営業職、事務職、技術職等）の限定は設けない。
雇用開始期間	令和 7 年(2025 年)6 月 1 日　から　令和 8 年(2026 年)5 月 31 日　まで
評価方法	「入社日と生年月日の確認ができる書類」及び「若年者の雇用状況証明書」にて評価する。 ※「若年者の雇用状況証明書」は、必ず代表者及び評価対象者の両方が記名・押印すること。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－３　評価項目「建設キャリアアップシステムへの事業者登録」について	
評価内容	**建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無**
評価対象	開札日時点における、建設キャリアアップシステムへの事業者登録の有無を評価対象とする。
評価方法	本件の開札日に建設キャリアアップシステムホームページ内の「登録事業者検索」で検索を行い、事業者登録が確認できた者を評価する。
提出書類	提出書類なし

③－４　評価項目「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の状況」について	
評価内容	**元請事業者の立場としての「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の有無**
評価対象	公告日時点における、元請事業者の立場としての「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の有無を評価対象とする。
評価方法	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」ポータルサイトの「宣言企業検索」で検索を行い、公告日以前に、元請事業者の立場として自主宣言を行っていることが確認できた者を評価する。（宣言有効期間を基準とする。）
提出書類	提出書類なし

③－５　評価項目「災害対策協定の状況」について	
評価内容	**本市、東京都又は国との災害対策協定の有無**
評価対象	本市、東京都又は国との災害対策協定の締結の有無を評価対象とする。 ※所属する組合等が協定を締結している場合も可とする。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－6　評価項目「環境配慮への取組状況」について	
評価内容	**環境マネジメントシステム取得の有無**
評価対象	公告日時点における、ISO14001 又はエコアクション 21 の認証・登録の有無を対象とする。 ※認証されている事業活動が、本工事の内容に一致していること。（活動内容・範囲等） ※本工事を実際に施工する組織（本店、支店、営業所等）が、認証取得対象となっている組織に含まれていること。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－7　評価項目「男女共同参画の推進状況」について	
評価内容	**女性活躍推進法に基づく認定取得の有無** **（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は国家資格保有女性技術者の雇用の有無）**
評価対象	公告日時点において、（1）又は（2）のいずれかの基準を満たしていること。
	（1）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がある者 女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業として厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けていること。
	（2）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない者 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ届け出ていること。 又は ・技術者として配置可能な国家資格（業種は問わない）を保有している女性技術者を雇用していること。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－8　評価項目「子育て支援の推進状況」について	
評価内容	**次世代育成支援対策推進法に基づく認定取得の有無** **（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は八王子市子育て応援企業の登録の有無）**
評価対象	公告日時点において、（1）又は（2）のいずれかの基準を満たしていることを評価対象とする。 （1）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がある者 「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けていること。 （2）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない者 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を、都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ届け出ていること。 又は ・八王子市子育て応援企業に登録していること。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－9　評価項目「緊急工事又は単価契約工事等の契約実績」について	
評価内容	**過去 5 年間の本市との契約実績**
評価対象	元請として契約した本市発注の緊急工事、緊急修繕、単価契約（緊急性の高いもの） ※緊急工事、緊急修繕の対象案件は、請負金額（税込）が 1 件 200 万円以上の工事・修繕（同種工事に限らない）で、緊急工事・緊急修繕に関する「覚書」を、本市との間で取り交わしている案件とする。 ※単価契約の対象案件は、次のとおりとする。 ・道路維持工事（単価契約） ・交通安全施設維持工事（単価契約） ・水路維持工事（単価契約） ・下水道取付管等新設工事（単価契約） ・公共下水道管路施設維持補修工事（単価契約） ・道路照明灯修繕（単価契約） ・水路しゅんせつ委託（単価契約） ・除雪委託（単価契約）
対象期間	令和 3 年(2021 年)8 月 1 日　から　令和 8 年(2026 年)7 月 31 日　まで ※基準日は以下のとおりとする。 ・緊急工事（修繕）の場合：工期の末日（工期内にしゅん工検査した案件は、しゅん工検査日） ・単価契約の場合：契約締結日
提出書類	提出書類なし

③－10　評価項目「建設機械の保有状況」について	
評価内容	**経営事項審査で認められた建設機械保有の有無**
評価対象	直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）　建設機械の所有及びリース台数」の「数値等　1台以上」を評価対象とする。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－11　評価項目「労働災害防止への取組状況」について	
評価内容	**建設業労働災害防止協会加入の有無**
評価対象	送付書類の到達期限までに建設業労働災害防止協会に加入している者を評価対象とする。 ※「建設業労働災害防止協会加入証明書」等にて評価する。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

③－12　評価項目「協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況」について	
評価内容	**協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録の有無**
評価対象	公告日時点における、協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録の有無を評価対象とする。
評価方法	「協力雇用主等の登録に関する証明書」にて評価する。 ※「協力雇用主等の登録に関する証明書」は必ず代表者が記名・押印し、東京保護観察所立川支部支部長の確認印を受けたものを提出すること。
提出書類	提出書類あり （本入札説明書の P17「送付書類について」及び別表「各評価内容の必要書類等一覧表」を参照すること。）

送付書類について	
到達期限	令和 8 年(2026 年)9 月 7 日
送付先	八王子市総務部契約課 〒192－8501　八王子市元本郷町三丁目24番1号
提出方法	次のいずれかの方法により提出すること。 (1)郵送(送付元にて到着確認ができるもの) (2)持参 ※事前に契約課まで電話連絡し、提出日時を調整すること。 また、提出時において、申告書及び書類の審査に関する問合せには一切応じない。 (3)FAX ※「別表　各評価内容の必要書類一覧表」の FAX の欄に「○」又は「△」がある項目のみ。 「△」がある項目は、提出書類のうち一部のみ FAX での提出が可能
注意事項	上記の提出方法により、期限までに提出書類が提出されなかった場合、当該評価項目を無効とする。

契約番号:2026003256

件名:下田橋補強工事

別表　各評価内容の必要書類等一覧表　兼　送付書類チェックシート

※該当する項目（送付する書類）のチェック欄にレ点を入れ、本チェックシートを送付書類に同封すること。

番号	評価内容	送付書類等	注意事項	FAXによる提出	送付書類チェック欄
①－３	優良工事表彰の実績	・東京都又は国からの受賞を証明するもの（表彰状等）の写し	本市の顕彰状は送付不要とする。	○	□
②－３	配置予定技術者の保有する資格	① 保有資格を証明する書類（技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等）の写し 及び ② 実務経験経歴書（実務経験を要する資格の場合のみ）	・監理技術者資格者証の写しは、有効期限内のもので、評価対象の保有資格を確認できるものであること。 ・**実務経験を要する資格の場合、「② 実務経験経歴書」の提出がなければ本項目を０点とする**ので注意すること。 ・「実務経験経歴書」の様式は、市のホームページ「担当窓口から探す⇒契約資産部契約課⇒一般競争入札公告（工事・修繕・設計委託）」からダウンロードすること。	○	□
②－４	若手技術者の育成	・入社日と生年月日の確認ができる書類 ※別表「入社日及び生年月日の確認書類（雇用関係の確認書類）の例」を参照すること。		×	□
③－２	若年者の雇用状況	① 若年者の雇用状況証明書 及び ② 入社日と生年月日の確認ができる書類 ※②については、別表「入社日及び生年月日の確認書類（雇用関係の確認書類）の例」を参照すること。	・**①、②いずれか一方のみの提出であった場合、本項目は0点とする**ので注意すること。 ・「若年者の雇用状況証明書」の様式は、市のホームページ「担当窓口から探す⇒契約資産部契約課⇒一般競争入札公告（工事・修繕・設計委託）」からダウンロードすること。	×	□
③－５	災害対策協定の状況	① 協定書の写し 及び ② 組合に所属していることを証するものの写し （申告内容が、所属する組合等が締結している協定である場合 のみ）	**申告内容が所属する組合等が締結している協定である場合、①・②両方の提出がなければ本項目は0点とする**ので注意すること。	○	□
③－６	環境配慮への取組状況	① 認証、登録を証明する登録証の写し 及び ② 付属書の写し（該当者のみ）	・認証されている事業活動が、本工事の内容に一致していること。（活動内容・範囲等） ・本工事を実際に施工する組織（本店、支店、営業所等）が、認証取得対象となっている組織に含まれていること。 ・登録証に認証取得対象の組織（実際に施工する組織）の記載がない場合、付属書を提出すること。 **その場合、①・②両方の提出がなければ本項目は0点とする。**	○	□
③－７	男女共同参画の推進状況	（１）一般事業主行動計画の策定義務がある者の場合 ・えるぼし認定を受けていることを証明するものの写し	・一般事業主行動計画策定を証明するものの写しは、都道府県労働局の受付印等があること。 【女性技術者の雇用について】 ・雇用関係が確認できる書類は、郵送又は持参により提出すること。（FAXは不可） ・資格取得後に実務経験を要する資格であっても、実務経験経歴書の提出は不要とする。	○	□
		（２）一般事業主行動計画の策定義務がない者の場合 ① えるぼし認定を受けていることを証明するものの写し 又は ② 一般事業主行動計画を都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ届出したことを証明するものの写し （「一般事業主行動計画策定・変更届（様式第一号）」等） 又は ③ 雇用関係が確認できる書類及び国家資格を証明する書類の写し（技術検定合格証明書） ※③については、別表「入社日及び生年月日の確認書類（雇用関係の確認書類）の例」を参照すること。		△	□
③－８	子育て支援の推進状況	（１）一般事業主行動計画の策定義務がある者 ・くるみん認定を受けていることを証明するものの写し	・一般事業主行動計画策定を証明するものの写しは、都道府県労働局の受付印等があること。 ※八王子市子育て応援企業への登録を証明するものの提出は不要。	○	□
		（２）一般事業主行動計画の策定義務がない者 ① くるみん認定を受けていることを証明するものの写し 又は ② 一般事業主行動計画を都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ届出したことを証明するものの写し （「一般事業主行動計画策定・変更届（様式第一号）」等）		○	□
③－10	建設機械の保有状況	・直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し		○	□
③－11	労働災害防止への取組	・加入を証明するものの写し （建設業労働災害防止協会加入証明書等）		○	□
③－12	協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況	・協力雇用主等の登録に関する証明書	・「協力雇用主等の登録に関する証明書」の様式は、市のホームページ「担当窓口から探す⇒契約資産部契約課⇒一般競争入札公告（工事・修繕・設計委託）」からダウンロードすること。	○	□

別表「入社日及び生年月日の確認書類（雇用関係の確認書類）の例」

入社日及び生年月日の確認書類（雇用関係の確認書類）は、以下のいずれかの書類を提出すること。

※健康保険証の新規発行終了及び有効期限満了により「健康保険証の写し」「資格確認書の写し」は確認書類として認めません。

No.	証明書類	備考
1	健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書の写し	○最新年度のものであること。 ○以下の情報が確認できること。 ・氏名、生年月日、資格取得年月日、所属事業者名 ※基礎年金番号、標準報酬月額、郵便番号、被保険者住所は マスキングすること。
2	雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書の写し（被保険者通知用）	以下の情報が確認できること。 ・氏名、生年月日、資格取得年月日、所属事業者名 ※被保険者番号はマスキングすること。
3	監理技術者資格者証の写し（表・裏）	○有効期限内のものであること。 ○以下の情報が確認できること。 ・氏名、生年月日、交付日、所属事業者名